

北労発基第261228号

平成26年8月22日

社会福祉施設関係団体各位

厚生労働省
北海道労働局長



社会福祉施設における労働災害防止対策について

平素より労働基準行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年、道内の社会福祉施設における、休業4日以上之死傷者数は対前年比で10.9%の増加となりました。

本年に入っても、7月末現在において、死亡者数は1名、休業4日以上之死傷者数は149名と前年同期比19.0%の増加となっており、増加傾向に歯止めがかからない状況にあります。全国においても労働災害が増加していることから、平成26年8月5日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から別添1の「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」が関係団体に発出され、全国での取組が進められています。

つきましては、別添2の厚生労働省作成リーフレット「見える化で作業の安全を！」別添3①社会福祉施設における労働災害の発生状況②社会福祉施設における労働災害の特徴③社会福祉施設において取り組んでいただきたい事項を活用の上、あらためて下記の事項に留意して自主的な労働災害防止に取り組まれますよう、傘下会員への周知等に特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全巡回等を実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置し、事業場の自主的安全活動を推進すること。
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。

担当 北海道労働局労働基準部安全課 富塚

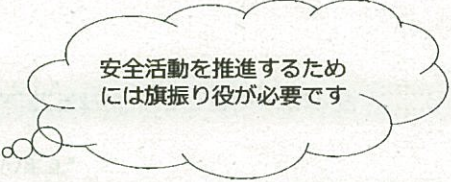
電話 011-709-2311 (内 3555)

安全活動をするためにはどうすればよいのでしょうか??

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

<安全推進者を配置しましょう>

安全活動は、「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。そこで、「安全の担当者」=「安全推進者」を配置しましょう。



<安全推進者を配置するときのポイント>

- ◆安全推進者は、事業場ごとに1人以上配置します。
(一定区域内の複数の事業場に、1人の安全推進者を配置することもできます。)
- ◆安全推進者を配置したときは、名前を作業場に掲示して、周知します。
- ◆事業主は、安全推進者が活動しやすいように、必要な権限を与えて、能力向上にも配慮します。

<安全推進者の活動内容>

- ①職場環境と作業方法の改善に関すること
例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善、刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 など
- ②労働者の安全意識の啓発と安全教育に関すること
例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発、荷物の運搬などの作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施 など



職場の安全活動については、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署の方にお問い合わせ下さい。

<ホームページ>
安全・衛生に関する主な制度・施策紹介

安全衛生関係のパンフレット一覧

<パンフレット>
「労働者の安全と衛生の確保について」

「安全な店舗づくりの進め方～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう～」

「社会福祉施設における労働災害防止のために～腰痛対策・4S活動・KY活動～」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111202-1.html>

「小売業、社会福祉施設における危険の「見える化」ツール（危険の見える化関係）」

安全・衛生 検索

安全 パンフ 検索

安全と衛生の確保 検索

安全 店舗4S 検索

安全衛生 見える化 小売業 検索

第3次産業で働く皆さまへ

安全で安心な職場をつくるために

労働災害のうち、4日以上仕事を休まなければならない災害は、年間12万件近くもあり、このうち、4割以上の災害は、小売業・社会福祉施設・飲食店などの「第3次産業」で発生しています。このため、厚生労働省は、第3次産業の職場への安全の担当者の配置と職場での安全活動の活性化を促進しています。

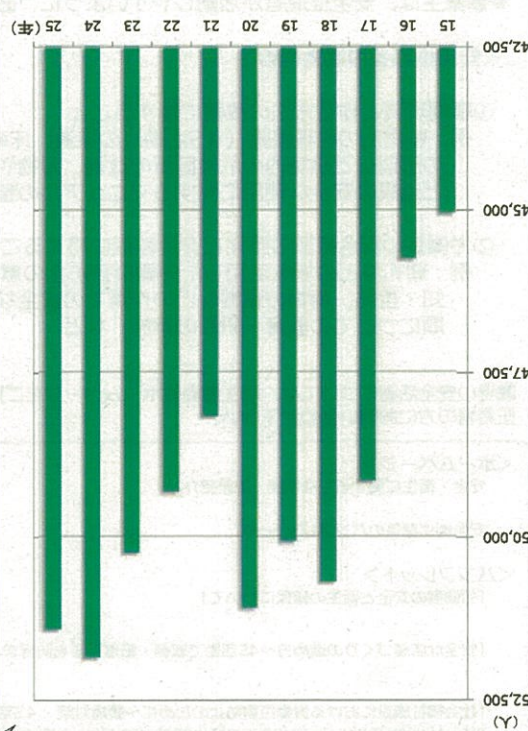
職場でこのようなことはありませんでしたか?? <労働災害の例>

<p>転倒</p>	<p>急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく、濡れた床で滑る など</p>	<p>倉庫に電気をつけずに入ったとき、放置された台車に足が引っかかり、転倒した。 (62歳、休業1か月)</p>	<p>介護施設内を歩いているとき、電源コードが足に引っかかり、転倒した。 (63歳、休業2か月)</p>	<p>キッチンを歩いていたとき、マットが滑り、転倒した。 (43歳、休業2か月)</p>
<p>急な動き・無理な動き</p>	<p>重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするときなどに、ぎっくり腰や、筋を痛める、くじく など</p>	<p>棚から重い荷物を下ろすとき、背伸びして無理な姿勢で受け止めて、腰をひねった。 (34歳、休業3か月)</p>	<p>トイレ介助で、利用者を持ち上げたら、腰を痛めた。 (36歳、休業1か月)</p>	<p>フライヤーの油交換作業のため、油の入った一斗缶を持ち上げたところ、腰を痛めた。 (54歳、休業2か月)</p>
<p>墜落・転落</p>	<p>脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す、階段で足が滑る など</p>	<p>脚立に乗り電球を交換中、バランスを崩し、脚立から落下した。 (32歳、休業1か月)</p>	<p>テーブルに乗り、飾り付けをしていたとき、バランスを崩し、転落した。 (66歳、休業2か月)</p>	<p>商品を運ぶ作業をしていたとき、階段で足を滑らせ、転落した。 (18歳、休業3週間)</p>
<p>その他</p>	<p>「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」、「ドアに手を挟まれた」、「刃物で手を切った」、「やけどをした」 など</p>	<p>鍋の湯を捨てようとしたとき、手が滑って鍋を落としてしまい、長靴の中に湯が入ってやけどした。 (19歳、休業3か月)</p>	<p>スイングドアを通るとき、慌てて台車を引いたため、台車に足をぶつけた。 (47歳、休業1か月)</p>	<p>まな板を拭いていたとき、まな板に放置していた刃物で手を切った。 (19歳、休業1か月)</p>



労働災害の発生状況と原因

4日以上にわたり仕事を休んだ労働災害の発生件数の推移
(第3次産業)



第3次産業では、年間約50,000人以上の人が労働災害で4日以上にわたり仕事を休んでいます。

第3次産業では、
・「転倒」
・「急な動き・無理な動き」
・「墜落・転落」
・「交通事故(道路)」
が多く、これが原因で、全体の約7割の災害が起きています。
他にも、割れた食器や包丁などで切っかけてしまったり、お湯をかけてしまったりする「やけど」などもあります。

労働災害が起るとどうなるのでしょうか?

従業員にとって、安全で安心な職場をつくることは、利用者へのサービスの質の向上にもなり
一方、労働災害の原因を放置したままだと、安全で安心に作業をすることができなくて、**作業効率が低下**することもあります。
労働災害で仕事を休む人がいると、急に、代わりの人を見つけたら、シフトの変更などをしないと
いけません。他にも**負担**がかかってしまいます。

労働災害を防ぐためにどのようなことをすればよいのでしょうか?

労働災害を防ぐためには、
・「職場に潜んでいる危険」などを見つける
・「危険な箇所」などを知らせる
・「脚立や台車」などの使い方を学ぶ
などの「安全活動」をします。
安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、従業員も全員参加することが重要です。

主な安全活動の内容

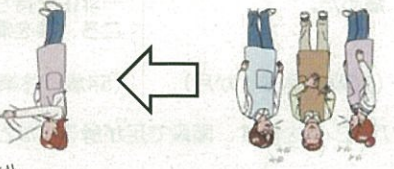
4S活動 = 災害の原因を取り除く

◆4Sとは「整理」、「整頓」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。
◆4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
◆お客様の目に触れにくい箇所でも整頓を忘れないようにしましょう。
◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

◆KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。
KY活動は、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合い、「これは危ない」というポイントに対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指さし呼称」をして行動確認します。
◆「フットキャッチ」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



危険の「見える化」= 危険を周知する

◆危険の「見える化」は、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することで、KY活動で見つけた危険のポイントに、スツッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かっていると、慎重に行動することができます。



安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

◆「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていると、労働災害を防ぐことができます。
◆教育・研修では、「どんな災害が起っているか」、「どうしたら災害は防げるか」、「正しい作業手順(マニュアル)」はどのような内容かなどを従業員に伝え、教えます。
◆朝礼などが集まる機会を捉えて教育・研修を行う方法もあります。
特に、はじめて職場に就いた従業員には雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

安全意識の啓発 = 全員参加

◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣にかかわらず、従業員も全員参加することが重要です。
◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用したトップの「安全で安心な職場づくり」の表明や、チラシなどによる周知などが効果的です。

主な安全活動の内容

基安発0805第1号
平成26年8月5日

社会福祉施設関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業4日以上の死傷者数が平成22年から3年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成25年には4年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じ、死者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加と極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきていますが、平成22年、23年、24年と3年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成25年は4年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加となっており、また、休業4日以上の死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や2月の大雪の影響のほか、4月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成26年8月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 土屋 喜久

見える化で作業の安全を！

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
 一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

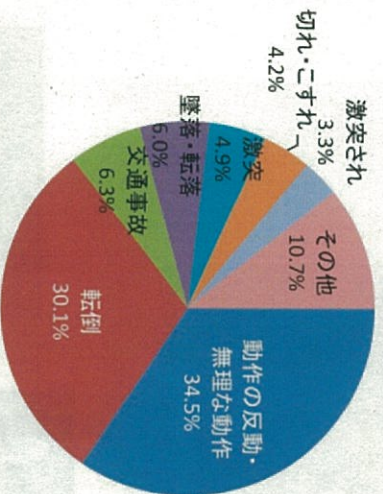
社会福祉施設における労働災害の現状



- 第三次産業は労働災害の4割以上を占め、その割合が増加。また、その約1割以上が社会福祉施設で発生しています。
- 製造業、建設業での労働災害は減少傾向にありますが、社会福祉施設の労働災害件数は増加傾向が続いています。

- 社会福祉施設での労働災害（休業4日以上）の類型は次のとおりです。
 - ① 「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」が3割以上（34.5%）
 - ② 「転倒」も3割以上（30.1%）
 - ③ 「交通事故（道路）」（6.3%）
 - ④ 「墮落・転落」（6.0%）
 - ⑤ 「激突」（4.9%）

社会福祉施設の労働災害の型別発生状況
 （平成24年）



【無理な動作災害】入居者の両脇を抱えて左回りに車椅子に移そうとしたとき腰が痛んだ。

【転倒災害】用具入れのカギを取りに入った際に、床にクワックが塗られてで、足元がすべり仰向けに転んで、後頭部を打った。

【墮落・転落】棚の洗剤を取り、椅子から降りようとした際にバランスを崩して床に転落した。

【激突】おむつ交換時、せまい所を通る際、車いすのハンドル部に手首を強くぶつけた。

（平成22年死傷病報告より）

○ 「見える」安全活動のすすめ

職場に潜む危険などは、視覚的に捉えられないものが数多くあります。それらを**可視化（見える化）**することで、より効果的な安全活動を行うことができます。これを「見える」安全活動と言います。

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせることができ、また、一般の労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。

次頁以降に見える化の具体的な取組み方法について、新たなツールも含め紹介しています。職場の危険を「見える化」し、安全確保に努めましょう。

「見える」安全活動の事例

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせることができ、また、一般の労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。

厚生労働省では、見える安全活動をすすめるため、「見える安全活動コンクール」で事業場での見える安全活動の事例を募集し、優秀事例を紹介しています。

以下は、このコンクールで優秀事例とされた見た見える化の事例です。これらの事例を参考に、職場の見える化に取り組みましょう。



(事例は、厚生労働省「見える安全活動コンクール」の優秀事例トヨタ自動車(株)より)

「危険ステッカー」で危険の見える化を！

危険箇所等に貼り付ける、危険箇所と危険内容を警告する「危険ステッカー」は下の図のようなものです。使用方法は、次のとおりです。

① 危険箇所の確認と危険への対処の検討

危険マップで危険とされた箇所や職場の安全についての話し合いで危険とされた作業や箇所について、どのように危険に対処したらよいかを検討します。

② 危険ステッカーのコメント作成

危険ステッカーのコメント欄に、危険の内容、危険への注意事項、安全のため守るべきことなどを記入します。下のステッカーの絵にコメントの例を記入しています。

③ 危険ステッカーの掲示

危険マップで危険箇所とされた実際の作業の現場に掲示します。作業場所に掲示できない場合は、コメント欄に場所と注意事項等を記入し、事務室や休憩室等従業員が集まる場所に掲示して注意を喚起する方法もあります。

④ 様々な利用方法

- 危険ステッカーは、場所の危険の警告だけでなく、例えば今週の安全衛生注意事項等として、話し合いで決めた注意事項や安全遵守事項などをコメント欄に記載して、事務室等に掲示して注意喚起する利用方法もあります。

- 危険ステッカーは、危険の種類ごとに作成してありますが、その他の危険については、「危」と書かれたステッカーを使います。

⑤ 危険ステッカー及びマーカーの入手方法

危険ステッカー及びマーカーは印刷したものを配布していますが、さらに必要な場合は次のホームページから入手できます。

(一社) 日本労働安全衛生コンсалト会 <http://www.jashcon.or.jp/contents/>



社会福祉施設における労働災害防止のために

転倒、転落災害を防ぎましょう

- 床の水たまりや米は放置せず、その都度除去する。
- 通路、階段、出入口に物を放置しない。
- 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。
- 踏台、はしご、脚立は安定した場所で、正しい使用方法で用いる。
- 床面、通路は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造とする。
- 階段には滑り止め、手すりを設ける。

4S活動

「転倒・転落災害防止」などに効果のある日常の活動として、4S活動があります。
4Sとは、整理・整頓・清掃・清潔のことをいいます。

整理

必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分すること

整頓

必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

清掃

身の回りをきれいにし、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと
＜作業スペースや通路が濡れていると滑りやすくなるので、清掃を励行しましょう＞

清潔

整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な職場環境を維持すること

腰痛予防のポイント

作業管理に関する負担軽減のポイント

- ① 腰痛を発生させるリスクを適切に評価すること
- ② その結果に基づいて、適切な作業方法（介助方法）を選ぶこと
- ③ リスクの高い作業のリスクを低減すること
- ④ 介護者が同じ方法と手順で作業できるよう「作業標準」を作成し周知することなど

1. 移乗介助

移乗介助においては、抱え上げに加え、腰のひねり、前かがみ・中腰といった不自然な姿勢が生じ、腰部に強い負荷がかかります。

対策のポイント例

- 見守りおよび部分的な介助が必要な場合
・ 利用者の残存能力を活かした介助方法を用いる。スライディングボードやスライディングシートを活用。
- 全面介助が必要な場合
・ 一人で抱え上げない。複数での介助または福祉機器（リフト、スライディングシートなど）を活用。



2. 入浴介助

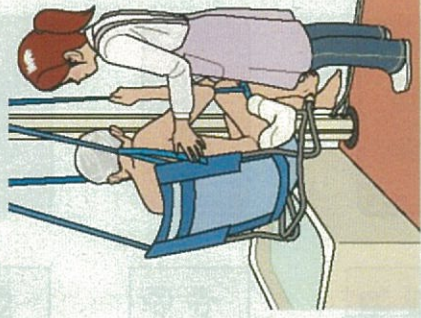
入浴介助では、移乗のほかに、更衣の介助、更衣の介助、体を洗う、浴槽に誘導する、お湯をかけるなど、あらゆる場面で頻繁に前かがみ、中腰、体幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じます。

床面が滑りやすいので、バランスを崩しての急性腰痛発症のリスクが高まります。

高温多湿下での作業なので疲労が蓄積しやすいことや、水に濡れることによる足腰の冷えも、腰痛と関連します。

対策のポイント例

- ・ 移乗介助のときのポイントと基本は同じですが、入浴時は、移乗介助のときと利用者の状態が異なる場合があることに留意する
- ・ 介助姿勢をより負担の小さいものに改善する
- ・ 特殊浴槽やリフトなどの活用
- ・ 滑り止め対策（滑りにくい作業靴を履く、滑り止めマット）
- ・ 水分補給をこまめに
- ・ 冷え対策（水気・汗を拭き取る、着替える、水をはじくエプロンを着用して作業、など）
- ・ 入浴介助を担当する回数や時間を調整する



3 トイレ介助

排泄介助では、移乗の他に、トイレへの誘導、下着着脱の介助、立ち上がりの介助、排泄後の処理など、あらゆる場面で頻繁に前かがみ・中腰、体幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じます。

対策のポイント例

- ・ 介助姿勢をより負担の小さいものに改善する
- ・ 立位保持が困難な場合は手すりや立ち上がり補助リフトなどを活用
- ・ 作業空間の確保

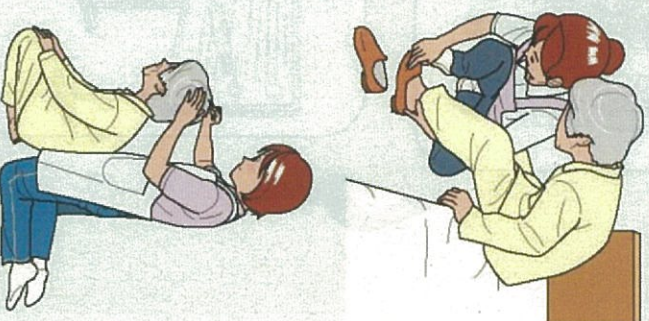


4 清拭、おむつ交換、体位交換、清潔整容介助、食事介助

清拭、おむつ交換、体位交換、清潔整容介助（衣服着脱、歯磨き、洗面、整髪、爪切りなど）、食事介助においても、前かがみとひねり姿勢が頻繁に出現します。

対策のポイント例

- ・ ベッドの高さを上げるかベッド上に膝をつくようにして、介護者の前かがみをできるだけ小さくし、利用者に近いついで作業する。
- ・ ベッドは壁につけず、少なくとも人が入れる程度の隙間をあけておく（反対側にも介護者が入って作業でき、負担を軽減することができます）。
- ・ 清拭のお湯を入れた洗面器や石鹸・シャンプー・タオルなど作業に必要な道具は、介護者が作業しやすい場所と高さに置くよう工夫する。
- ・ 利用者が椅子に座っている場合（爪きり、ブラッシング、靴の着脱など）では、介護者も椅子に座るか、膝をつくことにより、前かがみを小さくできます。膝をつくとき、膝あて付きのズボンを着用すると、膝の負担を減らせます。



5 歩行介助

歩行の介助では、利用者がバランスを崩したときに共倒れになる危険性があり、またとつさに力が入ることによって腰痛が生じやすくなります。

対策のポイント例

- ・ 利用者と介護者双方に持ち手つきベルトを装着してお互いが持ち手を握れば、双方に安全な介助が可能となります。
- ・ 利用者が転倒したときに、慌てて利用者を床から抱え上げることがは避けます。落ちている状況を把握し、同僚の助けを求めます。処置をしなくても立ち上がれるようであれば、周りの椅子などを活用してゆつくりと立ち上がりを介助します。

KY活動

事故・災害を防止するには、業務を始める前に、「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い、「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。このプロセスがKY（K＝危険・Y＝予知）活動です。

みんなで安全「先取り」の話し合い



このプロセスがKY活動



一人ひとりが実践

目標を立てて・・・

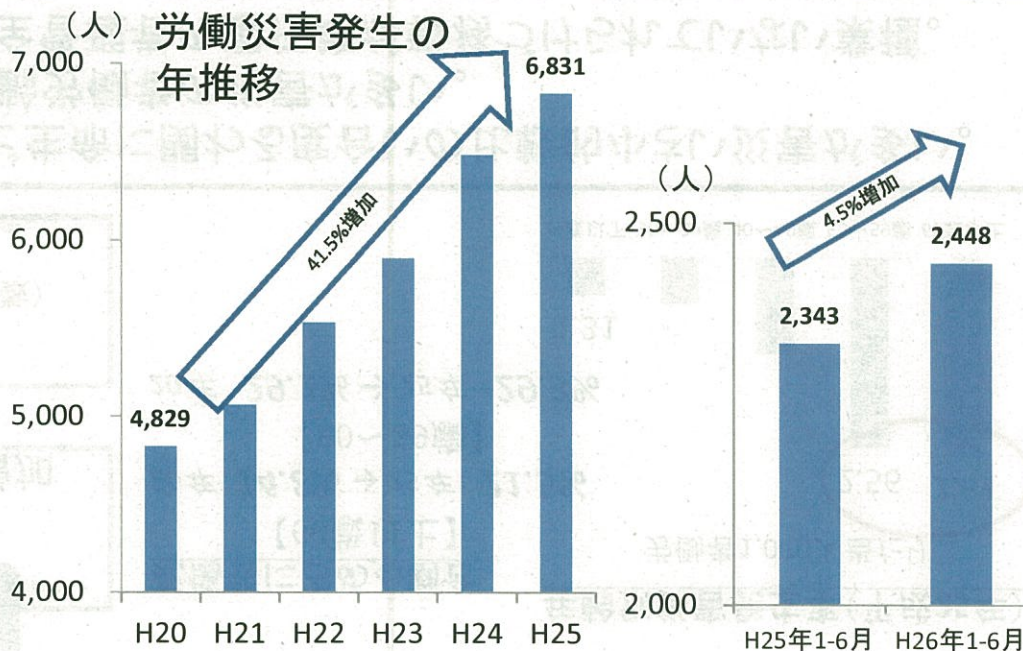
対策を決める



① 社会福祉施設における労働災害の発生状況

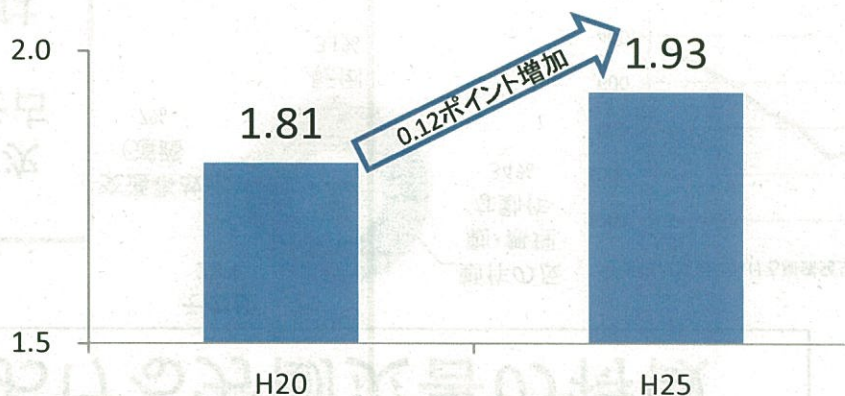
休業4日以上之死傷災害

- 労働災害は年々急増。
- さらに本年(1~6月)も対前年比 **4.5%増**



災害発生率

- 災害発生件数の増加要因として、雇用者数の増加が挙げられるが、災害発生率(1000人当たりの発生件数)も5年前と比較して**0.12ポイント増**。



社会福祉施設における労働災害の特徴

事故の型別死傷者数内訳

- 「動作の反動・無理な動作」が34%を占め、次いで「転倒」(31%)が多く、この二つで65%を占める。
- 腰痛発生件数は年々増加し、平成25年には986件となった。

経験年数/年齢別数別死傷者数内訳

- 死傷者の47%が経験年数3年未満
- 死傷者数に占める50歳以上の割合が増加

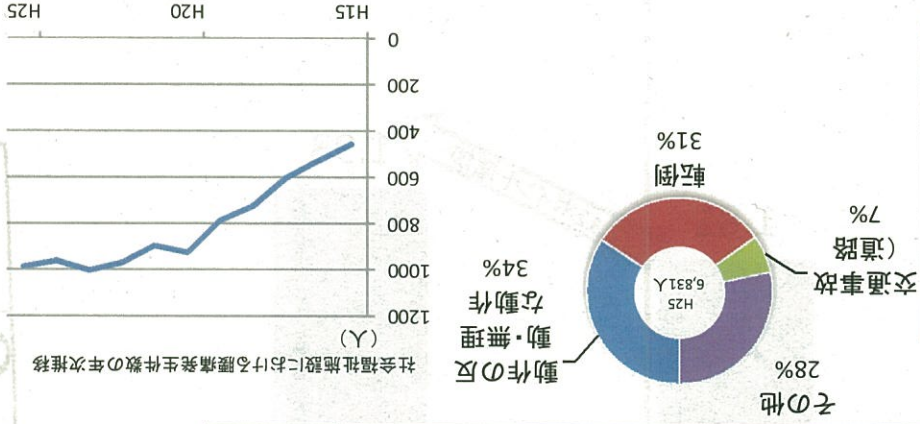
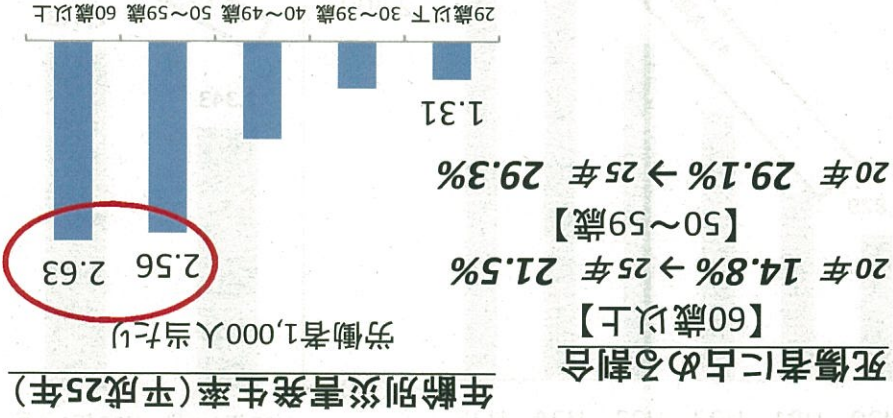
年齢別災害発生率

- 年齢別の災害発生率(1000人当たりの発生件数)でも、50歳以上の割合が高い。

課題

- 転倒や無理な動作による腰痛など生命に関わる度合いの比較的小さい災害が多い。
- 経験が十分でない労働者や高年齢労働者の災害が多い。
- 労働災害防止活動を担当する安全管理者の選任等が義務づけられていない業種。

事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要
 そのためにも安全管理体制を整備することが必要



資料 3

③ 社会福祉施設において取り組んでいただきたい事項

各事業場・職場において、以下の取組が行われるよう、事業者や従事者に対して、周知及び啓発をお願いする。

(例：関係者が集まる機会での周知、HPや会報での周知等)

1 安全活動の活性化

各々の職場において、以下の例に示す安全活動を実施する。

- 職場内の整理整頓(4S活動)
- 危険予知(KY活動)
- 危険の「見える化」
- 安全意識の啓発

2 安全教育・研修の実施

特に、雇入れ時教育の実施を徹底する。

3 労働災害を防止するための安全の担当者の配置等

上記1の安全活動を推進する担当者「安全推進者」を配置する。

4 腰痛予防対策指針の周知 (9月から47都道府県で講習会を実施)

労働者の安全と健康確保のために 安全衛生管理体制を確立しよう！

安全衛生活動を進めるためには、安全衛生管理体制を整備して企業の安全衛生活動の目標を定め、経営首脳が舵をとりながら進める必要があります。

このため、労働安全衛生法では、一定の規模以上の事業場において、安全衛生を管理する者の選任等を義務付けています。安全衛生管理活動を組織的、計画的、継続的、安定的に進め、労働災害を防止するため体制の確立を図りましょう。

安全管理者等の選任早見表

業 種	労働者数	総合安全衛生管理者	安全管理者	第1種衛生管理者	第2種衛生管理者	産業医	安全衛生推進者	衛生管理者	安全推進者 (注1)	左記以外の 担当者 事業者
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業及び機械修理業	10人未満									○
	10人以上 50人未満						○			
	50人以上 300人未満		○	○		○				
	300人以上	○	○	○		○				
鉱業、建設業、林業、運送業、清掃業	10人未満									○
	10人以上 50人未満						○			
	50人以上 100人未満		○	○		○				
	100人以上	○	○	○		○				
農畜水産業、医療業	10人未満									○
	10人以上 50人未満						○			
	50人以上 1000人未満			○		○				
	1000人以上	○		○		○				
各種商品卸売業、家具・建具・じゅうりょう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅうりょう器小売業、燃料小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業	10人未満									○
	10人以上 50人未満						○			
	50人以上 300人未満			○		○				
	300人以上	○	○			○				
その他の業種	10人未満									○
	10人以上 50人未満							○	△ (注1)	
	50人以上 1000人未満						○		△ (注1)	
	1000人以上	○							△ (注1)	

※表中の○印は選任が義務付けられていることを表しています。△印はガイドラインに基づく配置です。

※安全管理者・衛生管理者については、事業場の業種、規模によって「専属の者を選任しなければならない場合」及び「複数人数を選任しなければならない場合」があります。

安全管理者等の資格要件

	資格要件等	備考
<p>総括安全衛生管理者</p>	<p>○事業場においてその事業を統括管理する者 (統括管理とは、工場長等の名称の如何を問わず事業の実施について実質的な統括管理権限及び責任を有する者をいいます)</p>	<p>労働安全衛生法 第10条</p>
<p>安全管理者</p>	<p>○大学等において理科系統の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務経験を有するものである者 ○安全管理者選任時研修を修了した者 ○高校等において理科系統の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有するものである者 ○安全管理者選任時研修を修了した者 ○その他厚生労働大臣が定める者 ・大学等において理科系統以外の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有するものである者 ○安全管理者選任時研修を修了した者 ・高校等において理科系統以外の課程を卒業し、その後6年以上産業安全の実務経験を有するものである者 ○安全管理者選任時研修を修了した者 ・7年以上産業安全の実務経験を有するものである者 ○安全管理者選任時研修を修了した者 など</p>	<p>労働安全衛生法 第11条</p>
<p>衛生管理者</p>	<p>○衛生管理者(第1種、第2種)免許を有する者 ○衛生工学衛生管理者免許を有する者 ○医師 ○歯科医師 ○労働衛生コンサルタント ○その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>労働安全衛生法 第12条</p>
<p>産業医</p>	<p>○医師であって、産業医研修を修了した者 ○労働衛生コンサルタント(保健衛生)試験に合格した者 ○大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の職にあり、又はあった者 ○その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>労働安全衛生法 第13条</p>
<p>安全衛生推進者</p>	<p>○安全衛生推進者等養成講習修了者 ○大学等を卒業し、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○高校等を卒業し、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者</p>	<p>労働安全衛生法 第12条の2</p>
<p>衛生推進者</p>	<p>○衛生推進者等養成講習修了者 ○大学等を卒業し、その後1年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○高校等を卒業し、その後3年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者</p>	<p>労働安全衛生法 第12条の2</p>
<p>安全推進者 (注1)</p>	<p>○職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。 ○常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返して発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい (ア) 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等) (イ) ①と同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)</p>	<p>労働安全衛生法 施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月28日付け基発0328第6号)</p>

※ 安全管理者等は、選任の事由が発生してから14日以内に選任し、「総括安全衛生管理者・安全管理者・安全衛生推進者・衛生管理者・産業医選任報告」(様式第3号)に必要事項を記載の上、資格要件を証する書類を添付して、所轄の労働基準監督署(支署)へ提出しなければなりません。

また、安全衛生推進者又は衛生推進者についても、選任の事由が発生してから14日以内に選任しますが、事業場内の見やすい個所に氏名等を表示するなどにより労働者へ周知しなければなりません。
※ 「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」(様式第3号)の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます
ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 事業主の方へ > 安全衛生関係主要様式



詳しくは、北海道労働局安全課・健康課又は労働基準監督署(支署)へお問い合わせください

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における
安全推進者の配置等に係るガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とする。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とする。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づき安全推進者の配置に取り組むものとする。

・小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）

・社会福祉施設

・飲食店

3 安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置するものとする。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えないものとする。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知するものとする。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種で見られる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要がある。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものとする。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮するものとする。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凹凸面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)

腰痛予防対策講習会【社会福祉施設向け】

第三次産業における労働災害防止が主要な課題の一つとなり、とりわけ急速な高齢化に伴って介護・看護作業従事者が増大している保健衛生業(社会福祉施設、医療保健業)における腰痛予防対策が重要な課題となっています。

中央労働災害防止協会は19年ぶりに改訂された「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を図るため、厚生労働省から委託を受け保健衛生業の事業場を対象に全国で無料の講習会を実施します。

この講習会は、腰痛予防対策指針を社会福祉施設向けにわかりやすく解説したテキストを用いるとともに、例えばエライティングボードを用いた移乗方法について動画で説明を行うなど、これまで取組みがなかった施設でもわかりやすい内容となっておりますので、「高齢者介護施設、障害者施設、保育施設等社会福祉施設」関係の皆様方の、奮ってのご参加をお待ちしております。

	回数	開催日	会場	所在地
北海道	第7回	10月28日(火)	北海道安全衛生サービスタワー	札幌市中央区南19条西9丁目2-25
青森	第22回	11月26日(水)	ホテル青森3階「はまなすの間」	青森市堤町1丁目1-23
岩手	第29回	12月10日(水)	岩手労働基準協会研修センター	盛岡市北飯岡1-10-25
宮城	第45回	2月4日(水)	東北安全衛生サービスタワー	仙台市青葉区上杉1丁目3-34
秋田	第12回	11月11日(火)	協働大町ビル	秋田市大町3丁目2-44
山形	第10回	10月30日(木)	山形ビッグライニング	山形市平久保100番地
福島	第1回	9月24日(水)	郡山労働基準協会2F会議室	郡山市富久山町久保田字久保田157-1
茨城	第40回	1月21日(水)	茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター	水戸市渋井町堺橋263-1
栃木	第11回	11月7日(金)	栃木県建設産業会館4F	宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館内
群馬	第21回	11月21日(金)	勢多会館	前橋市南町4丁目30-3
埼玉	第38回	1月20日(火)	埼玉大通リメテイクビル2F	さいたま市中央区新中里1-3-3 埼玉大通リメテイクビル
千葉	第4回	10月17日(金)	千葉県経営者会館2F	千葉市中央区千葉港4-3
東京	第5回	10月21日(火)	安全衛生総合会館5F	港区芝5-35-2
神奈川	第33回	12月16日(火)	ヤオロサビル3F	横浜市中区相生町3-63
新潟	第27回	12月5日(金)	新潟テルサ	新潟市中央区鐘木185-18
富山	第36回	1月14日(水)	ホテルフアートヒヤマ4階「珊瑚の間」	富山市奥田新町8-1
石川	第8回	10月29日(水)	石川県地場産業振興センター第7研修室	金沢市鞍月2丁目1番地
福井	第37回	1月16日(金)	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町16-15
山梨	第31回	12月11日(木)	山梨県立中小企業人材開発センター	甲府市大津町2130-2
長野	第25回	12月2日(火)	長野県労働基準協会連合会 松本安全衛生センター	松本市大字神林7107-55
岐阜	第13回	11月13日(木)	岐阜長良川スポーツプラザ	岐阜市長良福光2070-7
静岡	第43回	1月28日(水)	静基連会館	静岡市葵区鷹匠2丁目17-5
愛知	第6回	10月21日(火)	中部安全衛生サービスタワー	名古屋市中区白鳥1-4-19
三重	第24回	12月1日(月)	サン・パーク津	津市島崎町143-6
滋賀	第28回	12月5日(金)	滋賀労働基準協会	大津市打出浜13-15 笹川ビル4階
京都	第46回	2月5日(木)	京都府中小企業会館	京都市右京区西院東中水町17番地
大阪	第41回	1月21日(水)	大阪労働衛生総合センター	大阪市西区土佐堀2-3-8
兵庫	第9回	10月29日(水)	兵庫労働基準協会講習会場	神戸市中央区豊井通4-2-2 ラーナラー神戸ビル4階
奈良	第30回	12月10日(水)	春日野荘	奈良市法蓮町757-2
和歌山	第19回	11月19日(水)	和歌山地域地場産業振興センター5階	和歌山市紀三井寺86番地
鳥取	第20回	11月20日(木)	鳥取県労働基準協会	鳥取市若葉台南1-17
島根	第16回	11月14日(金)	島根労働基準協会	松江市学園1-5-35
岡山	第47回	2月18日(水)	岡山県安全衛生会館	岡山市南区山田2315-4
広島	第32回	12月12日(金)	中四国安全衛生サービスタワー	広島市西区三篠町3-25-30
山口	第42回	1月27日(火)	山口市小郡ふれあいセンター	山口市小郡下郷1440-1
徳島	第26回	10月9日(木)	徳島県労働基準協会連合会(徳島県JA会館8階)	徳島市北佐一番地5-12 徳島県JA会館8階
香川	第36回	12月2日(火)	香川労働基準協会	高松市郷東町436-3
愛媛	第14回	11月13日(木)	旧今治コミュニティセンターカレッジ(視聴覚室)	今治市東門町5-840-4
高知	第35回	12月17日(水)	高知県立地域職業訓練センター	高知市布師田3992-4
福岡	第34回	12月16日(火)	九州安全衛生サービスタワー	福岡市博多区東光2-16-14
佐賀	第39回	1月20日(火)	佐賀県労働基準協会	小城市三日町堀江1721
長崎	第17回	11月14日(金)	NBCソニックメディア・スリー	長崎市上町1-35 NBC別館3階
熊本	第23回	11月28日(金)	熊本県労働基準協会	熊本市北区真町691-1
大分	第2回	9月30日(火)	大分県医師会館	大分市大字萩原2892-1
宮崎	第44回	1月28日(水)	宮崎県トラツク協会総合研修会館	宮崎市恒久1-7-21
鹿児島	第15回	11月13日(木)	鹿児島県労働基準協会 鹿児島教習所	鹿児島市七ツ島1-6-2
沖縄	第18回	11月18日(火)	九州沖縄トラツク研修会館5階	那覇市港町2-5-23

FAX (03-3453-0730) 送信

参加申込書

第 回 腰痛予防対策講習会【社会福祉施設向け】

(都道府県) 平成 年 月 日 ()

セミナー名

フリガナ	フリガナ	
参加者	所属部課 年代をご記入ください。	□10代□20代□30代 □40代□50代□60代以上
フリガナ	フリガナ	
参加者	所属部課 年代をご記入ください。	□10代□20代□30代 □40代□50代□60代以上

フリガナ	フリガナ	
施設名	フリガナ	
所在地 【受講票 送付先】	フリガナ	

(日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。)

フリガナ	フリガナ	
連絡担当者	フリガナ	
	TEL () ()	
	FAX () ()	

●各会場とも先着順です。定員(50名程度)になり次第締切とさせていただきます。 ●申込書類到着後、中災防から受講票をお送りいたします。

●参加取消の場合は、FAXまたはメールにて必ずご連絡ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、中災防が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの確な提供のために使用するほか、当協会が行なう各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勸奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に利用することがあります。個人情報
の二次利用に同意されない場合は□にチェックマークをご記入ください。 同意しない□

カリキュラム

※ カリキュラムは、一部構成を変更して実施する場合があります。(受付 9:30より)

時間	内容
10:00 ~ 12:00	【講義】 ①腰痛予防対策について ②作業管理、作業環境管理及び健康管理(腰痛を起しにくい移動・移乗・介護法等) ③労働衛生教育 ④リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメント ⑤分野別腰痛予防のポイント
12:00 ~ 12:30	【実技】 ①作業姿勢 ②腰痛予防体操

お問合せ
お申込先

中央労働災害防止協会(中災防) <http://www.jisha.or.jp/health/>

健康快適推進部 企画管理課(東京) 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL 03-3452-2517 FAX 03-3453-0730